

社会保険 ふくひ

2015年
6月号



えちぜん鉄道の駅舎を訪ねて

画／松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈福井口〉

文字通り、福井市街の北の入り口にあり、えちぜん鉄道の本社や車庫を併設するターミナル駅です。えちぜん鉄道はここで勝山永平寺線と三国芦原線に分かれます。西側にはJR北陸本線の高架線が並行しています。

職場内で回覧しましょう

「社会保険事務説明会」(算定基礎届等) を開催します



社会保険協会では、年金事務所、協会けんぽ、ハローワークと協力し、事業所における社会保険事務の利便を図るため、事務説明会を開催いたします。事前の申込は不要ですので、多数のご出席をお待ちしております。

説明会の内容

- 算定基礎届記載にかかる留意事項
- 協会けんぽからのお知らせ
- 雇用保険について

講師／年金事務所・協会けんぽ・
ハローワークの職員

受講費用／無料

資料／当日配付させていただきます。



開催日時会場

都合により最寄りの会場に出席できない場合は、他の会場でも受講できます。

開催日	開催時間	地区	会場	所在地	電話番号
6月17日(水)	13:30~ 15:30	福井・吉田	ユー・アイふくい 多目的ホール	福井市下六条町14-1	0776(41)4200
6月18日(木)	13:30~ 15:30	小浜・高浜 おおい・若狭	小浜市中央公民館 ホール	小浜市大手町5-31	0770(52)7837
6月19日(金)	10:00~12:00 13:30~15:30	越前・鯖江・丹生 今立・南条	サンドーム福井 管理会議棟小ホール	越前市瓜生町5-1-1	0778(21)3106
6月22日(月)	13:30~ 15:30	敦賀・美浜	きらめきみなと館 小ホール	敦賀市桜町1-1	0770(20)1100
6月23日(火)	13:30~ 15:30	大野・勝山	多田記念大野有終会館 (結とぴあ)305、306号室	大野市天神町1-19	0779(65)8766
6月24日(水)	13:30~ 15:30	坂井・あわら	ハートピア春江 小ホール	坂井市春江町 西太郎丸15-22	0776(51)8800

算定基礎届をお忘れなく

算定基礎届は、標準報酬月額^{*}と実際に被保険者が受けた報酬(給与)に大きな差が生じないように、毎年見直しを行う届出です。このため、事業主の方は全被保険者の報酬を年金事務所へ届出していただくことになります。

^{*}標準報酬月額とは、被保険者が実際に受ける報酬の月額をいくつかの等級に区分した報酬のことをいいます。健康保険の場合は「第1等級58,000円～第47等級1,210,000円」、厚生年金保険の場合は「第1等級98,000円～第30等級620,000円」と定められています。

届出用紙は
6月中旬に
郵送します



●届出用紙は郵送

「算定基礎届」の届出用紙は、6月中旬に郵送します。

●算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。
ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は対象外となります。

●届出の対象となる月

対象となる月は、4月・5月・6月の3ヵ月で、対象月に支払った給与の総額を届出することになります。

●届出の時期

届出する時期は、7月1日から7月10日までの間です。

●適用となる期間

新しい標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月まで適用されます。

算定基礎届事務のスケジュール

- 5月** ●算定基礎届の準備
出勤簿や賃金台帳などの整備をしておきましょう。
- 6月** ●用紙が郵送されます
届出用紙に印字されている内容を確認してください。
- 7月** ●算定基礎届の提出
あらかじめ返信用封筒を同封しておりますので、7月10日までに到着するよう投函してください。
- 9月** ●標準報酬月額の決定
標準報酬決定通知書により保険料額を確認し、被保険者一人ひとりに標準報酬月額や保険料額をお伝えください。



●磁気媒体(CD・DVD)による届出が可能です。

●電子申請も可能です。

(お問い合わせ先は、日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口 ☎0570(058)555です)

★4～5ページに算定基礎届・算定基礎届総括表の記載例を掲載しました。届書記載時にご活用ください。

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901(厚生年金適用徴収課)

日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届の記載例

本年7月1日現在の被保険者(6月1日以降に資格を取得した人を除く)は、すべてこの届出の対象となります。対象となる被保険者の4月・5月・6月に支払われた報酬の額、平均額等を記入してください。なお、年金事務所等で入力処理された5月19日時点の被保険者については、氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等がプリントされています。プリントされていない場合は、記載されていない欄に追記してください。

【この届の提出日】 算定基礎届は、原則として7月10日までに提出してください。

【②支払基礎日数】欄
支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことをいいます。たとえば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により定められた日数から欠勤日数を控除した日数を記入してください。
※この例では、毎月15日締切、当月25日払のため、4月は3月16日から4月15日までの「31日」と記入します。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届									
① 被保険者管理番号	② 被保険者の氏名	③ 生年月日	④ 種別	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前の改定月・原因	⑦ 前月の標準報酬月額	⑧ 適用年月	⑨ 平均額	⑩ 修正平均額
225	健保一郎	5-210527	1	650	H26年 9月11	620	27年 9月	2,013,000	620
⑪ 賃金	⑫ 通貨によるもの	⑬ 現物によるもの	⑭ 合計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 賃金	⑱ 通貨によるもの	⑲ 現物によるもの	⑳ 合計
4月31日	671,000		671,000	2,013,000	620	671,000			671,000
5月30日	671,000		671,000	671,000		671,000			671,000
6月31日	671,000		671,000	671,000		671,000			671,000
5	健保花子	5-240723	2	500	H26年 9月11	500	27年 9月	1,043,000	500
4月31日	523,000		523,000	1,043,000		523,000			523,000
5月30日	0		0	521,500		0		5月休職	521,500
6月31日	520,000		520,000	520,000		520,000			520,000
9	社保一夫	5-420618	1	116	H26年 9月11	118	27年 9月	338,400	118
4月16日	115,200		115,200	338,400		115,200			115,200
5月15日	108,000		108,000	112,800		108,000		パート	108,000
6月16日	115,200		115,200	112,800		115,200			115,200
16	厚年涼子	5-450830	2	220	H26年 9月11	220	27年 9月	709,500	220
4月31日	226,300	6,900	233,200	709,500		226,300			226,300
5月30日	226,300	6,900	233,200	236,500		226,300			226,300
6月31日	226,500	6,900	233,400	236,500		226,500			226,500
18	年金大介	5-551205	1	300	H27年 3月01	300	27年 9月	826,200	300
4月21日	215,600		215,600	826,200		215,600			215,600
5月30日	305,600		305,600	275,400		305,600			305,600
6月31日	305,000		305,000	305,300		305,000			305,000

【②支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計】欄
支払基礎日数17日以上月の報酬の総計を記入してください。短時間就労者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上月の報酬の総計を記入してください。

【④現物によるもの額】欄
4月・5月・6月中に食事、住宅、定期券など現物給与の支給がある場合に、金銭に換算して記入します。食事・住宅については、都道府県ごとの価値により算定した額を記入してください。

【④平均額】欄
②「支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数17日以上月の月数で割った額を記入します。(1円未満は切り捨て)
ただし、短時間就労者であってすべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は15日以上月の報酬の合計額を、その月数で割った額を記入してください。

【④修正平均額】欄
3月以前に昇給がさかのぼったため、4月・5月・6月中に差額が含まれている場合は、差額を除いた3か月の平均額を記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の平均額を記入してください。
※その報酬の支払対象となった期間の途中(途中入社月)から資格取得したことにより1ヵ月分の給与が支給されない場合は、その給与支給月を除いた月の平均額を記入してください。

【④合計】欄
各月の報酬の合計額を記入しますが、支払基礎日数17日未満の月があれば、その月は記入しないで、横棒を引きます。ただし、短時間就労者の場合は、支払基礎日数が15日以内以上の月の合計額を記入してください。
※短時間就労者とは、いわゆるパートタイマーをいいます。

【事業主の記名・押印】
事業所の名称等の記入および事業主の押印をします。(事業主本人が自署した場合は押印は省略できます。)
届書が2枚以上になった場合には、最初の1枚に事業主の名称等の記入および事業主の押印をし、残りの届書は事業所名称および事業主氏名等の記入だけでよく、事業主の押印は省略することができます。

【④備考】欄
遡及支払額・昇(降)給差の月額・昇(降)給月、休職、一時帰休等の表示をします。
短時間就労者の人については、「パート」と記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、「年間平均」と記入してください。
※その報酬の支払対象となった期間の途中(途中入社月)から資格取得したことにより1ヵ月分の給与が支給されない場合は、資格取得年月日を記入してください。

※年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、別途、書類の提出が必要となります。

日本年金機構からのお知らせ

「算定基礎届総括表」記載時のご注意

会社法人等番号などのご確認をお願いします

厚生年金保険法等の改正により、右の5つの条件を満たす短時間労働者については、平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用拡大の対象となります。

このようなことから、「適用事業所の会社法人等番号」「個人・法人等区分」「本・支店区分」「内・外国区分」(以下「会社法人等番号等」という)を確認する必要があります。平成27年度の算定基礎届(総括表)に日本年金機構が把握している会社法人等番号等を記載し送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に誤りがある場合は「訂正後欄」に必要な事項を記入してください。

適用拡大の5要件

- ① 501人以上の企業に勤めていること
- ② 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ③ 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
- ④ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ⑤ 学生でないこと

【会社法人等番号の追記・訂正を行う必要がある場合】

法人(商業)登記簿謄本等の会社法人等番号が確認できるコピーを添付してください。なお、算定基礎届(総括表)が未提出の場合や、法人(商業)登記簿謄本等のコピーが添付されていなかった場合は、後日、別途勧奨することがあります。

※個人事業所および国・地方公共団体の場合は、会社法人等番号は記載の必要はありません。
 ※私立学校教職員共済制度へご加入の事業所の場合は、加入していることが確認できるものコピーを添付してください。

※下記の①から④に印字されている区分・会社法人等番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「◎訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは会社法人等番号を記入してください。個人事業所及び国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ会社法人等番号を記入した場合は、法人(商業)登記簿謄本等のコピーを添付してください。

◎個人・法人等区分	① 1	※1. 法人、2. 個人、3. 国・地方公共団体、4. 私学共済	◎訂正後	⑤ 1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体 4. 私学共済
◎会社法人等番号	② 407001008438		◎訂正後	⑥
◎本・支店区分	③ 1	※1. 本店、2. 支店	◎訂正後	⑦ 1. 本店 2. 支店
◎内・外国区分	④ 1	※1. 内国法人、2. 外国法人	◎訂正後	⑧ 1. 内国法人 2. 外国法人

※左側の①～④に印字されている会社法人等番号等を確認のうえ、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、右側の「◎訂正後」の⑤～⑧の各欄について、必要事項を記入してください。
 ※個人事業所および国・地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。

シリーズ年金
「算定基礎届」は

なぜ提出しなければならないの?

●厚生年金保険料を決定する基礎になるものだからです

「算定基礎届」とは…

厚生年金保険の被保険者の保険料額を決めるため、その年の4・5・6月の給料の額とその平均月額を記入したものが「算定基礎届」です。事業所は毎年7月1日現在の全被保険者(6月1日から7月1日までに資格取得した人を除く)について「算定基礎届」を年金事務所に届出しなければなりません。年金事務所はこの平均月額にもとづいて「標準報酬月額」を決め、その年の9月から翌年の8月までの保険料徴収などに使います。

これによって標準報酬月額を決めることを「定時決定」といいます。

4月 報酬	}	報酬総額 (4月+5月+6月)	=	標準報酬月額
5月 報酬				
6月 報酬				
		3		



データヘルス計画が始まります

データヘルス計画 って何?

データヘルス計画は、国民の健康寿命を延ばすことを目標とする、国を挙げての取り組みです。協会けんぽや健康保険組合で27年度からの実施が始まっています。

データヘルス計画では、健診結果や医療費のデータを活用して、加入者の方の特徴や健康課題に応じた効果的な健康づくり事業を計画・実施します。また、効果の測定と評価を行い、必要に応じて事業を見直していきます。

福井支部の データヘルス計画は?

福井支部は、加入者の医療費などの特徴から「糖尿病の予防」「歯科衛生の向上」を目標にしています。まずは、事業所様と「コラボヘルス」を進めていく計画です。

福井支部の 医療費の特徴って?

福井支部の医療費には次の3つの特徴があります。

- ① **入院** 医療費が高い(9位)
- ② **糖尿病** にかかる医療費が高い(10位)
- ③ **歯科** 医療費が低い(47位)

※()内は協会けんぽ47支部中の順位(平成24年度医療費分析データより)

「コラボヘルス」 って何?

事業所様と協会けんぽが協働して、従業員の皆様の健康づくりに取り組むことです。両者が協働することで、健診結果や職場の状況を共有でき、効果的な健康づくりを進めることができます。

「コラボヘルス」希望の事業所様を 募集中です!

詳しくは協会けんぽ福井支部・保健グループまでご連絡ください。



ともに「できること」を
考えます。
まずはお話を
お聞かせください。



ささみと三つ葉のわさび和え

●料理制作/井出 杏海(管理栄養士) スタイリング/洲脇 佑美

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

ささみ……………2本 しょうゆ……………大さじ1/2
三つ葉……………2株 わさび……………小さじ1/2

●作り方

- ① ささみは筋を取って沸騰した湯に入れ、すぐに火を止めて5分放置する。氷水で1分間急冷してキッチンペーパーで水気を拭きとり、1cm幅に切る。
- ② 三つ葉は塩(分量外)を入れた湯でサッと茹で、キッチンペーパーで水気をしっかりと拭きとり、4~5cmの長さに切る。
- ③ しょうゆにわさびを入れて溶き、①と②を入れて和える。



ヘルシーポイント
三つ葉に含まれるカロテンは、体内でビタミンAに変換され、血管を丈夫にしたり、血糖値を下げる効果が期待できます。

INFORMATION

●6月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00 (相談時間を延長)
- 9:30~16:00 (休日相談日)

●6月の出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

- 勝山市教育会館 11日(木) 10:00~15:30
- 坂井地域交流センター(いねす) 18日(木) 10:00~15:30
- 大野商工会議所 25日(木) 10:00~15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横) 11日(木)、25日(木) 10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

一般財団法人 福井県社会保険協会のホームページをご利用ください

http://www.fukui-shahokyo.jp

一般財団法人 福井県社会保険協会ではホームページを開設し、協会事業の広報および社会保険制度の周知啓発等を行っています。



平成27年5月15日

〈記事提供〉 福井県内年金事務所 全国健康保険協会福井支部

〈発行〉 一般財団法人 福井県社会保険協会 ☎0776 (53) 8016 FAX 0776 (53) 8112

縦じて保管しよう